

## 金融支援(きんゆうしえん) (資金繰(しきんぐ)り)

会社(かいしゃ)や お店(みせ)を 続(つづ)けるための お金(かね)について

## セーフティネット保証制度(せーふていねっとほしょうせいど)とは

会社(かいしゃ)や お店(みせ)を 経営(けいえい)している人(ひと)で 決(き)まっている条件(じょうけん)に 当(あ)てはまれば 会社(かいしゃ)や お店(みせ)の 本店(ほんてん)がある 市(し)や 町(まち)や 村(むら)から 認(みと)められる制度(せいど)です

認(みと)められる種類(しゅるい)は 1号(ごう)から8号(ごう)まであります

認(みと)められると 千葉県信用保証協会(ちばけんしんようほしょうきょうかい)が 普通(ふつう)に 貸(か)すものとは別(べつ)に 保証(ほしょう)を してくれるものです

申請書(しんせいしょ)は下(した)のURLからダウンロードできます

<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/shoukou/003/p000551.html>

セーフティネット保証制度(せーふていねっとほしょうせいど)について くわしいことは 船橋市役所(ふなばししやくしょ) 商工振興課(しょうこうしんこうか) 電話(でんわ)(でんわ)047-436-2472で 聞(き)いてください

日本語(にほんご)がよくわからない人(ひと)や 自分(じぶん)の 国(くに)の言葉(ことば)で 話(なはし)をしたい人(ひと)は 船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)に連絡(れんらく)してください

セーフティネット保証制度(せーふていねっとほしょうせいど)を利用(りよう)する場合(ばあい)の融資(ゆうし)

船橋市中小企業融資制度(ふなばししちゅうしょうきぎょうゆうしせいど) (特定中小企業者対策資金(とくていちゅうしょうきぎょうしゃたいさくしきん))【セーフティネット保証(せーふていねっとほしょう)4号(ごう)・5号(ごう)】

船橋市(ふなばし)の 制度(せいど)を使(つか)って お金(かね)を 借(か)りているときは 借(か)りているお金(かね)に対(たい)して 払(はら)うお金(かね)が 少(すく)くなる場合があります

## 注意(ちゅうい)すること 調(しら)べておくこと

すでに 特定中小企業者対策資金(とくていちゅうしょうきぎょうしゃ たいさくしきん)で 借(か)りているときは いま借(か)りているお金(かね)と これから借(か)りるお金(かね)の 合計(ごうけい)は 2000万円(まんえん)までです

2000万円(まんえん)まで 借(か)りたいときは いま借(か)りているお金(かね)を 全部(ぜんぶ)返(かえ)すか 船橋市資金繰(ふなばししきんぐ)り円滑化借換融資制度(えんかつかかりかえゆうしせいど)を 利用(りよう)してください

新型コロナウイルス(しんがたころなういるす)のために セーフティネット(せーふていねっと)4号(ごう)認定(にんてい)を受(う)けた人(ひと)は 船橋市中小企業融資制度(ふなばししちゅうしょうきぎょう ゆうしせいど)の「特定中小企業者対策資金(とくていちゅうしょうきぎょうしゃ たいさくしきん)」を 利用(りよう)したとき 3年(ねん)以内(いない)の 借(か)り入(い)れについては 利子(りし)と信用保証料(しんようほしょうりょう)については お金(かね)はいりません

くわしいことは 市役所商工振興課(しやくしょしょうこうしんこうか)に聞(き)いてください

電話(でんわ)047-436-2472

日本語(にほんご)がよくわからない人(ひと)や 自分(じぶん)の 国(くに)の言葉(ことば)で 話(はなし)をしたい人(ひと)は 船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)に連絡(れんらく)してください

船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)

電話(でんわ) : 050-3101-3495

午前(ごぜん)9時(じ)から午後(ごご)5時(じ)

土曜日(どようび) 日曜日(にちようび) 祝日(しゅくじつ)は 休(やす)みです